

様式第十三の次に次の三様式を加える。  
様式第14 (第10条の5関係)

登録申請取下書

(平成 年 月 日)

- 1 特許庁長官 殿
  - 2 特許番号
  - 3 申請人 (登録権利者)  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 4 代理人  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 5 申請人 (登録義務者)  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 6 代理人  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 7 取下げに係る申請書及び提出年月日
  - 8 添付書面の目録 (備考)
- 1 「添付の方法」の欄には、「郵送」又は「直渡し」のように記載する。また、直渡しを希望する場合には、申請人又は代理人の有する電話番号を記載する。  
2 その他は、様式第7の備考1から3まで、6、9から14まで及び16から19までと同様とする。

様式第15 (第13条関係)

期間延長請求書

(平成 年 月 日)

- 1 特許庁長官 殿
  - 2 特許番号
  - 3 申請人  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 4 代理人  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 5 起案番号及び書類名 (印)
  - 6 請求の内容 (備考)
- 1 「請求の内容」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求めらる。」のように記載する。また、特許登録令第30条第3項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、表題を「期間延長請求書 (期間経過)」とし、「請求の内容」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求めらる。」のように記載する。  
2 その他は、様式第7の備考1から3まで、6、9から14まで及び16から18までと同様とする。

様式第16 (第13条の3関係)

手続補正書

(平成 年 月 日)

- 収入印紙 (円)
- 1 特許庁長官 殿
  - 2 特許番号
  - 3 申請人  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 4 代理人  
住所 (居所)  
氏名 (名称) (印)
  - 5 補正命令の日付
  - 6 起案番号及び書類名
  - 7 補正に係る書類名
  - 8 補正の内容
  - 9 添付書類の目録 (備考)

様式第7の備考1から4まで、6、9から14まで及び16から19までと同様とする。

(実用新案登録令施行規則及び意匠登録令施行規則の一部改正)

第六条 次に掲げる省令の規定中「及び第十条の三から第十三条の三まで」を「第十条の三、第十四条の四 (第一号口を除く。 )及び第十条の五から第十三条の六まで」に改める。

- 一 実用新案登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十四号) 第三条第三項
- 二 意匠登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十五号) 第六条第三項 (商標登録令施行規則の一部改正)

第七条 商標登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十六号) の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第十三条の三」を「第十三条の六」に、「様式第十一」を「様式第十二」に改め、「第九条第一項」との下に「同規則第十条の四第一号口中「特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモテル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモテル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」とを加え、「様式第十三」を「様式第十八」に改める。

第十八条の見出しを「モテル国際様式」に改め、同条中「モテル国際様式」の下に「又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモテル国際様式」を加える。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則 (昭和五十三年通商産業省令第三十四号) の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項中「謄本」を「写し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の四 手続をする際の第五条の規定による証明については「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則 (平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。 ) 第六条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面を援用してすることができる。」